

守成クラブ宝塚会場 団体規約・会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会の名称は、守成クラブ宝塚会場（以下「当会」という。）とする。

(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 4 役代表、副代表、事務局、会計をいう。月に一回の4役会を行い守成クラブ宝塚会場の決定機関とする。

「代表」

当会立上げ時に所属会場から任命を受け（川西池田会場）守成クラブ本部の承認を得た者。当会の責任者（代表）として、組織を統括する

「副代表」

代表の補佐 会務全般を補佐し円滑な組織運営を統括補佐する。

「事務局」

守成クラブ本部との事務手続き及び入会に関する手続きを行い、例会運営の事務担当及び代表を補佐する。

「会計」

例会費及び運営費の管理と事務局を補佐する。

「世話人」

当会の運営に携わる者で自主的及び世話人会により別に定められた会員。

「世話人会」

4 役、世話人で構成され、当会の運営に関連する事項を相談及び協議を行い例会運営を円滑に行う組織。

「ゲスト」

取締役および役員、または事業主のうち、当会へ未入会の者。

決定事項は世話人会での多数決により決定するものとする。役員の変更があった時も、速やかに役員編成を行い会は存続する。年に一度3月に総会を開催するものとする。

第2章 目的および事業

(目的)

今、我々中小企業を取り巻く経済環境は不安定であり、事業を国や行政に期待し頼る ことができないのが実情である。そこで我々の生活基盤である会社を潰さず守り抜くため、全国の守成クラブ会員一人一人の顧客・人脈を持ち寄り、「商売繁盛」をモットーとし、「事業拡大」を前面に打ち出した仕事バンバンプラザ（以下、「例会」という。）の輪を全国に広げ

ることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

原則として、毎月1回の例会を第4月曜日に開催する。会員相互のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業を促進する。不定期に、会員相互の親睦を図るための親睦会を開催する。その他、目的を達成するため必要な事業。上記に関連する一切の事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 当会の会員種別は、次のとおり定める。

準会員 入会届を出し、入会金および年会費を納めた者

正会員 当会にゲストを1名紹介し、ゲストが入会するに至った者

ゴールド会員 正会員のうち、当会にゲストを10名紹介し、自己の紹介した10名のゲストが入会するに至った者、ただし在籍10名

(入会)

第6条 当会へ入会する者は次の条件を満たし、本条の規定を遵守しなければならない。

1. 当会員の紹介による推薦を受けたこと。
2. 法人の取締役または個人事業の代表者であること。
3. 宗教・政治・まね金・風俗・暴力団関係・マルチまがい商法・ギャンブル・靈感商法・ネットワークビジネスおよび公序良俗に反することを業とする者を勧誘し、ゲスト参加及および入会させることはできない。
4. ゲスト参加および入会后において、前号に該当する者または関係者であることが明らかになったときは、第18条に定める世話人会の決議により入会の可否を決定する。入会が否決されたときは、当会の代表または副代表により、該当する者に通知する。
5. 例会の受付時において、同条第3号に該当する者または関係者であることが明らかになったとき、4役は、この者に対して例会の参加を拒否することができる。このとき、該当する者は例会参加費の返還を求めることができる。ただし、この者の例会費に関しては紹介者が負担する事とする。紹介者が負担を拒否した場合は紹介者責任を問い、退会処分もありえる。(4役で審議とする。)
6. 同条第3号に規定する以外の職種の者であっても、入会の後において強引な販売手法等ビジネスマナーに反する行為による問題が発生した者は、自ら退会届を当会に提出し、または当会からの除名処分により、退会するものとする。また、当会は問題の内容について、すべての守成クラブ会場にこれを公表することができる。
7. 準会員は、ゲストとして入会申込後、翌月の例会を期日として、第6条第1号に定める

入会金および年会費の入金があった者のみ当会の会員とする。入金がないときは、翌月以降の例会に参加することができない。

8. 特定の業種の会員数が著しく増加し、当会の運営に重大な影響を与えるおそれがある場合、その業種は入会制限を受ける。

9. 当会の会員は、当会对し、入会金および年会費を支払わなければならない。

10. 入会金 ￥11,000 円 年会費 ￥28,600 円 毎月例会参加費 ￥6,500 円

・年会費の更新が成されなかった場合は自然退会となる。

・入金後の入会金・年会費に関してはいかなる理由があれ返金は出来ない。

11. 会の風紀、秩序、公序を乱す恐れのあるゲスト及び会員については世話人会で協議の上、入会拒否及び退会勧告を行えるものとする。

(例会への参加、罰則および禁止事項)

1. 例会は参加前提型であり、欠席する場合のみ事務局の定める期限内に HP より欠席申請をしなければならない。

2. 欠席申請をしないで、当日無断で欠席した者は（ゲスト及び会員）例会参加費の支払を免れることができない。この場合は事務局より欠席者に参加費の請求書を メールにて連絡をし、欠席者はこれより当月末日までに参加費を当会指定の金融 機関口座へ振込むものとする。

3. 事務局の定める期限を過ぎて例会当日までに欠席申請をした場合、事務局はこの者に対し、前号に定める参加費の支払請求をすることができる。 当会の会員から紹介を受けてゲストとして例会に参加する者は、1 回に限り例会に参加 することができる。 ゲストとして例会に参加し、かつ当会へ入会しない者は、当会で知り得た会員に対する ビジネスアピール、勧誘、ダイレクトメールの送付等、その他個人情報の使用をすることができない。 例会には、申込をした参加者本人のみが出席でき、代理人による出席は認められない。 準会員は、他会場への参加はできない。ただし、他会場へゲストを紹介する場合は参加 できる。 会員間の仕事の受発注に関することについては、当該会員が相互に解決するものとし当 会は一切関与しない。

(会員資格の喪失)

第 7 条 当会の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。
入会金および年会費および例会費を支払わないとき。当会の準会員のうち、当会对し入会から 1 年以内にゲスト参加者を紹介し、ゲスト参加者を 入会させることができない時は面談にて今後の方針を 4 役会にて決定する。退会届を提出したとき。会員の所属する法人または個人の事業が消滅したとき。当会を除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、当会の事務局に退会届を提出し、任意に退会することができる。 守成クラブ本部へ直接連絡をして退会する事もできる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、本規約第26条に規定する4役会の決議により、当該会員を除名することができる。 当会の規約、および法令に違反したとき。 当会の名誉を傷つけ、当会の目的に反する行為をしたとき。 悪質なビジネスモデルであることが明らかであるとき。 宗教・政治・まち金・風俗・暴力団関係・マルチまがい商法・ギャンブル・靈感商法、ネットワークビジネス等および公序良俗に反するものを業とする者であることが明らかとなったとき。 4役会において、除名の決議が可決されたとき。 前項の決議は、書面または電磁的記録によってすることができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が、当会に対し支払う入会金、年会費およびその他一切の抛出した金品は、会員に返還しない。

(胸章)

第11条 会員には、守成クラブ本部より胸章（以下、「バッジ」という。）を貸与する。 バッジの形態は、第6条に定めた会員種別によって、以下各号のとおり定める。

準会員 緑色のバッジ

正会員 赤色のバッジ

ゴールド会員 金色のバッジ

会員は、例会及び世話人会へ参加するときは、バッジを必ず着用するものとする。 例会時にバッジが無い場合は例会への参加が出来ません。バッジを紛失したときは、新たにバッジを購入しなければならない。バッジの価格は 緑色と赤色については¥500 円とし、ゴールドについては附則で別に定める価格とする。

(自社 PR およびブース出展)

第12条 当会の正会員は、例会において自社 PR およびブース出展をすることができる。この場合、事務局に対し事前に申請をし、事務局の承認を得なければならない。 自社 PR およびブース出展は、正会員である参加申込者本人が行うものとし、代理人（未入会 会員）による自社 PR 及びブース出展をすることができない。ただし、守成クラブ会員は、販売の補助をすることができる。

当会の例会に参加する他会場の会員は、例会会場の全ての卓にチラシを配布することができる。 ブース出展は 1,000 円とする。

(協賛品) 第 13 条 会員が、協賛品を提供したいときは、事務局に品目と数量を申請し、4 役の許可を得て例会の当日持参する方法で提供する。

第4章 世話人 (世話人の定数)

第 14 条 当会を運営するにあたり、世話人を置く。
世話人 5 名以上

(世話人の任期)

第 15 条 世話人の任期は、特に設けない。

(世話人の報酬) 第 16 条 世話人は無報酬とする。(世話人会で食事の提供をします)

(世話人会) 第 17 条 毎月第 3 月曜日 18 時～世話人会を招集し、世話人はこれに参加をする。

(世話人会の運営) 第 18 条 世話人会を招集するときは、4 役は世話人に対し、事前に通知する。世話人会は 4 役が主になり、会の運営を行う。

(世話人の選任および解任)

第 19 条 会員の中に自ら世話人となることを希望する者またはすでに世話人である者の推薦による世話人候補者がいるときは、世話人会で当該者の承認を得る。4 役会で世話人を解任することができる。

(代表に欠員を生じた場合の措置)

第 20 条 代表が欠けた場合または規約で定めた代表の員数が欠けた場合には、代表代行を選任する。

前項の代表代行は、代表が不在の間についてのみ、代表としての権利義務を有する。

(役割)

第 21 条 世話人会の役割は、以下に定めるとおりとする。 当会の円滑な運営に協力すること。会員間の交流及びマッチングに対し積極的に関わること。 当会の業務または関連法令あるいは本規約に違反する重大な事実があることが明らかであるときは、4 役に報告すること。

第5章 役員 (役員の定数)

第 22 条 役員は、世話人の中から以下のとおり選任する。

代表世話人 1 名

副代表世話人 2 名

事務局世話人 3 名（内 1 名は副代表と事務局を兼任する）

会計世話人 1 名（内 1 名は副代表と会計を兼任する）

（役員の任期）

第 23 条 役員の任期については、以下の通りとする。

代表、副代表、事務局、会計は期限を定めない。

副代表、事務局、会計が辞任及び解任の場合は、代表が指名した世話人が就任する。代表が辞任及び解任する場合は世話人会のメンバー内で次の代表を選出する。この場合は、世話人は新代表の選任後、一度解散し、新代表が新たに世話人と副代表・事務局・会計を選出すし、決定は構成メンバーの過半数の承諾をえることとする。代表の解任は世話人の過半数で決議できる。

（団体所在地）

兵庫県宝塚市中筋 1 丁目 5 - 1 6 - 2 0 5

（報酬） 第 24 条 役員は無報酬とする。（4 役会で食事提供をします）

第6章 4 役会

（4 役会）

第 25 条 世話人会に、当会の役員で構成される 4 役会を置く。4 役会は、当会の役員で構成し、当会の運営に関連する業務を執行する。4 役会の決議は、4 役会において出席した 4 役の過半数をもって行う。役員は業務の執行にあたり、会員の中から世話人を選任または解任することができる。ただし、4 役会において付議し、役員の過半数の承認を得なければならない。役員の選任については、構成員の過半数の承認を得なければならない。

第7章 会計

第8章 （会計原則）

第 26 条 当会の会計は、会計原則にしたがって行う。

予算決算の決定は構成員の過半数の賛成をもって可決する。現金出納事務は会計が適正に行い、毎月定期に会計報告を行い、毎年定期に年間会計報告も行う。また、現金・通帳・キャッシュカードは会計が自宅にて管理保管することとする。

（事務経費）

第 27 条 当会の通常の運営費以外に金銭の支出を要するときは、4 役会の決議により、事

務経 費として支払うことができる。

(冠婚葬祭)

第 28 条 当会会員の冠婚葬祭に関し、当会および世話人会または 4 役会から慶弔金は支出しない。

第9章 個人情報保護

(個人情報の保護)

第 30 条 会員の個人情報は、事務局が管理し、当会の適正な運営にのみ使用し、みだりに他の会員に公開してはならない。

第 31 条 HP 上の会員ページで会員情報を閲覧する事が出来るが、パスワードを設定し、設定したパスワードを会員に知らせる。

第10章 総会

事業年度終了後 3 か月以内に開催し、例会中に開催してもよいこととする。役員の承認、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属証明書の承認 その他総会で決議するものとして法令または会則で定められた事項

第11章 改正

この規約は役員ならびに世話人の同意をもって改正することができる。

第 11 章 附則

準備会設立日 令和 8 年 1 月 1 日

設立年月日 令和 8 年 1 月 1 日

規約施行日 令和 8 年 1 月 1 日

第 32 条 本規約に規定のない事項は、4 役会で付議した物を世話人会で付議し、代表の承認を得て、代表がこれを定める。

以上設置規約を定める

この規約記載内容について事実と相違ないことを証明致します。

住所 兵庫県宝塚市中筋 1 丁目 5 - 1 6 - 2 0 5

代表者 河内 あずさ